

《第 130 回栃木県医師会定時代議員会議事録》

(38 番 ●●代議員)

議席番号 38 番、宇都宮市医師会の●●●●●です。「消費税の引き上げと医療機関における損税問題について」ということでご質問を送りました。主に要望になりますが、発表させていただきます。

現在、国会では消費税 10 パーセントへの段階的な引き上げ議論がされておりますが、この「消費税引き上げ」につきましては、「社会保障と税の一体改革」や「国家財政の再建」、「震災の復興と景気回復」等、様々な方面から賛否の声が挙がっております。

しかし、これについては 6 月 26 日に採決という方向になって、残されておったと思います。しかしながら野田内閣をはじめとする国政の場では政局的な「消費税の引き上げ議論」だけが拙速に進んでいる感がある。肝心の医療を含む今後の社会保障政策や財政再建の道筋等は含めておりません。社会保険に関しては国民会議を設置して検討していきたいというような話がございます。

また医療の現場におきましては、保険診療では消費税は非課税とされており、医療機関は医薬品や医療材料、設備等に関わる消費税を負担していることから、税の部分は課税対象となっているわけです。こうした消費税の損税が医業経営を大きく圧迫しております。

本件につきましては、6 月 14 日に開催されました「郡市・大学医師会正副会長懇談会」でも議案の提出がございまして、参加された先生からさまざまご意見をいただきましたので、その結果、消費税の引き上げにつきましては、国に今後の社会保障の在り方を含めた議論を真剣にやっただくとともにですね、問題なのはその損税の対策であるということで地域医療を担う医療機関の経営に多大な影響を及ぼす消費税の損税問題の速やかなる解消を栃木県医師会より日本医師会並びに先生方に強く要望していただきたいということでございます。

太田先生が最初にあいさつしていただきまして、中医協においても医療機関の損税問題は存在するということが認識され、まあ検討が始まったというだけで、そういった意識は認められたと思っております。

ぜひそういうことで実態調査ということが今後必要になってくるかと思っておりますので、ぜひ県内におきましても、地域医療のどの辺に問題が生じるかということを明らかにした上でのですね。今度その解消に向けての対策というものをですね、考えていかなければならないわけですが、これがある意味で、あのオールジャパンということになってたと思います。幅広く検討して協議をすることで、やはり日本医師会として統一見解というものを示すべきだと思いますし、それを実行していただきたいというふうに考えているところであります。

よろしくお願いたします。

<△△議長>

それでは、執行部の方から答弁をお願いします。

<田中常任理事>



常任理事の田中でございます。●●先生、ご質問ありがとうございます。誠に時宜を得たタイムリーな質問だと思います。先ほど、会長の挨拶の中でもありました消費税問題は現在に限ったものではなく平成の初めから持続している問題なのです。医療界では 1995 年頃(平成 7 年)から問題視されてきたようです。

ご承知の通り「社会保障と税の一体改革」大綱が 2012 年 5 月(平成 24 年)、政府発表されまして、消費税率が 2014 年 4 月に 8 パーセント、2015 年 10 月に 10 パーセントになることが決定されております。現在の消費税率 5 パーセントの下で医療機関は社会保険診療報酬の 2~3 パーセント(1995 年=平成 7 年当時)、直近のデータでは 2.22 パーセントに相当する損税が発生していると報告されております。また日本医師会は全国の医療機関が毎年 2,330 億円、本来払わなくていい消費税を払っているとも報告しております。とんでもない莫大な金額が、消費税の仕組みの瑕疵のために医療機関が払わざるを得ない腹立たしい状況が続いております。

消費税率が 10 パーセントになれば控除対象外消費税及び損税は現在の 2 倍にもなりますので医

療機関の経営は非常に圧迫されて倒産の憂き目も出てくるのではないかと切迫した深刻な問題になっております。

そもそも、1989年（平成元年）、消費税3パーセントの導入の際に0.76パーセント、1997年（平成9年）消費税5パーセントにアップの際に0.77パーセント、都合1.53パーセントを診療報酬に上乗せして損税の手当をしたというのが財務当局の認識ではありますが、ご承知の通り、上乗せ額が余りにも少なすぎて損税が現在に至るまで継続発生しているわけなんです。

財務当局の「社会保障と税の一体改革」による消費税率アップのタイミングを睨み、アップと同時に医療機関の損税問題が解消しなければならず、それに向けた行動が不可欠であると認識しております。我々、医師会は如何なる手段を用いても足並みを乱さずに一致団結して損税の解消を達成する位の強い覚悟が必要です。損税問題が解消されずに、万が一にも置き去りにされるようなことがあれば医師会などという組織は無用の長物以外の何者でも無いといえます。それほどの危機的問題なのです。

ここで、この損税問題解決に向けた日本医師会を含めたわれわれ県医師会の活動というものの、経時的にお伝えしたいと思います。

2010年（平成22年）、関東甲信越医師会連合会医療保険部会で栃木県の質問として「医療機関の消費税、損税問題は厚労省や政治家に十分届いている筈なのに、何故この欠陥が是正されないのか？」というテーマを発表しました。また、2011年（平成23年）には「消費税いよいよ10パーセントの時代到来か」というタイトルで担当の小職が質問をしました。栃木県医師会は前記の損税問題を提起して早急なる解決を日本医師会に事ある毎に訴えております。

これらを受けて2011年度の税制改正要望（日医、4病協共同要望）は政府に対して税制要望事項9項目を挙げ、そのトップに「消費税の損税問題解消」を挙げております。

そして2011年（平成23年6月）、栃木県民主党本部において支部連合会代表の石森久嗣衆議院議員に対して栃木県医師会（会長以下3名）は、「医療機関における控除対象外消費税問題の抜本的解決」について要望いたしました。また今年度の民主党への要望は、来週、御座います。改めて損税解消の件を要望してまいります。

それから、2012年（平成24年7月17日）、日本医師会で開催される都道府県医師会会長協議会という高レベルの会議で埼玉県医師会会長が代表して日医執行部に改めて消費税損税問題の早期解決を強く求めるということになっております。

その他の活動として、日本医師会など医師の代表だけが医療機関の損税問題を提起しても果たして国民や他業界の人々に理解されるのかという不安もあります。国民と認識を共有することを目的に市民公開講座（「医療と消費税」日医主催日比谷公会堂、2011年8月）を開催しています。損税の問題に関し税理士会や税理士連合会との懇談会を開催し、税の専門家からの提言や参考意見を頂いたりしています。プレス、記者クラブとの、まあ30人程度、30社と懇談会や意見交換会などの活動もあるようです。政府与党、野党議員のみならず一般国民や他業界との広く認識を共有することが重要であるとの考えから関係各方面に対して広く目配りしているようです。

皆様、ご承知の通り2010年（平成9年9月）兵庫県内の4医療法人が連帯して、消費税の法的瑕疵、医療機関における消費税損税問題を政府は著しく長期にわたり放置し、先ほど申しましたが20年間放置しているわけですね。このことにより不当な負担を長期間強いられた結果、財務的損害を著しく被ったとの理由で国を提訴しております。この裁判は、そろそろ結審のようです。来年早々には神戸地裁から判決が出るということで、私どもも非常に関心を持って見守っております。

消費前損税解消への今後の見通しについてお話し致します。今年（2012年3月）ですね、厚労省の鈴木医療課長が消費税損税問題を中医協分科会の中に議論の場を設けて、今まで暗黙の内に聞いていた話じゃなくて俎上に載せる、国として、厚労省としても、この問題の存在を初めて公式の場で認めました。ということで少し進歩したといおうかスタートラインに立てたという思いはあります。同年4月の中医協総会で、先ほど会長の話もでていた厚労省唐澤審議官が「消費税8パーセント、10パーセントまでは高額投資への対応と診療報酬制度で手当をする」と談話を発表しました。通常の薬品購入とか材料購入の損税部分のみならず病院では建物を建てたり、また大型機器を買ったときの消費税がかなり大きいんですね。これをどう手当するかっていうことを消費税が10パーセントまでのうちは診療報酬、そういうところで手当をするというのが政府の考えだ、と

いうことを表明したわけです。

6月20日、3日前の中医協分科会初会合で医療機関の負担の実態調査をするということが話されました。これはですね、どういう医療行為の中に消費税がかかるのか？かかってない医療行為とはどのようなものか？を調査するということです。消費税がかかる医療行為に税を戻すのが本筋ですから……。

最近も、日本私医大協の副会長が、いわゆる特掲診察料ではなくて、いわゆる入院基本料とか診察料、そこに消費税を持たせてくれという要望を表明していました。

2013年度（来年）の前半までに8パーセントに引き上げたときの対応を決定すると中医協は言葉に出しております、解決に向けた第一歩として少し具体性は出てきたということです。今後も引き続き、消費税問題に関して、緩まずに眼を離さずに注視していきます。以上です。

<△△議長>

●●先生、どうぞ。

（38番 ●●代議員）

田中先生、大変あの、懇切に詳しく説明していただき、誠にありがとうございます。あの、再度要望ということになってしまうんですが2件ございまして。1つはあの、今後のこの損税の問題というときに、8パーセントから10パーセントになる。社会保険診療非課税を堅持して診療報酬内で上乘せしていくということをするのか。あるいは、ある時点で保険診療を課税対象とするのか。でも、病院協会の方は後者を言っているようで、日本医師会は両方、まあ五分五分でというようなことが会長からお話あります。

やっぱりこれについては医師会の中で幅広く議論をして、やはりその中で何とか統一見解を示してなきやいけないんじゃないかというふうに思っております。

実はもう1点、実態調査というのが、よくわれわれの感覚と違いますので、一番大切なのはやはり地域医療とやはりまあ地域医療の崩壊をきたすような医療経営の圧迫ということですので、ぜひその県内の病院などにおいていろいろな形で県医師会の先生方にも実態調査などをできるだけしていただきたいというような思いがございます。

以上2点ほど改めてよろしく願いいたします。

<△△議長>

ありがとうございました。

<田中常任理事>

追加させていただきます。日本医師会の基本的方針は文言を読むと非常に微妙な表現をしております。ちょっと読んでみます。「非課税制度から仕入れ税額控除が可能な課税税制に改め、なお、かつ患者負担を増やさない制度に改めるという要求」と書いてあるんですね。それで「ゼロ税率が理想的解決方法ではあるけれども、政治的な実現が非常に困難な場合には逡減税率なども模索しなくてはならない」という風に記載されています。患者に負担をかけずに、かつ医療機関に損失発生をしない、ということなんです。その方法論としてゼロ課税が一番すっきりしていますが、果たしてそうなるかどうかは政治的に難しいかなというニュアンスで書かれていると思います。以上です。